(ｲ)　橋梁型式が下記を除く鋼橋であること。
ア）３径間以下の鈑桁橋（ただし、連続桁の鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。）
イ）３径間以下の箱桁橋（ただし、連続桁の鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。）
(ｳ)　最大支間長が30m以上の工事であること。
(ｴ)　鋼コンクリート合成床版の施工が含まれている工事であること。
ただし、上記(ｱ)(ｲ)(ｳ)は同一工事であることとし、(ｴ)は別工事でもよい。なお、(ｴ)を別工事とする場合(ｱ)を満たすこと。
ただし、申請できる同種工事の施工実績は２件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記(ｱ)の施工実績を有すること。
特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記(ｱ)の施工実績を有すること。
また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑤　工事全般の施工計画が適正であること。
⑥　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料（技術者）に係るものを除く競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑦　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。詳細は入札説明書による。
⑧　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
(2)　①工事、②工事共に、現地での施工期間について、次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、特定建設工事共同企業体として本工事の入札に参加する場合にあっては、原則として代表者の技術者を配置すること。また、本発注工事は受注者が工事の始期と終期を設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任(監理)技術者の配置を要しない。
また、１工事概要(2)に示した工事において、落札候補者となり、複数の配置予定の主任(監理)技術者を申請した場合、全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。(なお、一括審査方式のため、複数の工事を受注することはできない)
①　主任技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。
監理技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。
②　１人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した下記に掲げる工事の経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))
(ｱ)　道路橋（A活荷重又はＴＬ－20以上。）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）または歩道橋の工事であること。ただし、いずれの場合も橋を構成する主要な部材が鋼であること。
ただし、申請できる同種工事の工事経験は１件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。
なお、当該経験が平成８年４月１日以降に完成・引渡しが完了した国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。特定建設工事共同企業体にあっては、代表者の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。
また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を入札説明書別記様式－３で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。
⑤　競争参加資格確認資料【配置予定技術者】（以下「資料（技術者）」という。）の提出を求められた者は上記①から④について確認出来る書類を提出依頼書に記載の提出期限までに提出すること。当該書類が提出されない場合は、当該者の行った入札は無効とする。詳細は入札説明書による。
(3)　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。
3　総合評価に関する事項
(1)　落札方式
①　入札参加者は「価格」、「技術提案［ＶＥ提案］」、「工事全般の施工計画」、「賃上げの実施に関する評価」、「ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価」及び「施工体制」をもって入札し、次の(ｱ)、(ｲ)の要件に該当する者のうち、(2)「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とし、資料（技術者）の提出を求め、配置予定技術者の競争参加資格があると認められた場合、その者を落札者とする。
(ｱ)　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
(ｲ)　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。
②　①において、評価値の最も高い落札候補者が２人以上あり、配置予定技術者の競争参加資格があると認められた場合、当該者にくじを引かせ落札者を決定する。
(2)　総合評価の方法
①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を64.5点とする。
②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記(ｱ)、(ｲ)、(ｳ)、(ｴ)のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記(ｵ)の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。
(ｱ)　技術提案［ＶＥ提案］の項目として「鋼橋上部工の品質確保に係わる具体的な提案」（２件の工事において共通）
(ｲ)　工事全般の施工計画（２件の工事において共通）
(ｳ)　賃上げの実施に関する評価
(ｴ)　ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価
(ｵ)　施工体制（施工体制評価点）
③　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は入札参加者の「標準点」と、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。
④　②(ｱ)、(ｲ)、(ｳ)、(ｴ)、(ｵ)の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記